



控 訴 状

2020年11月24日

大阪高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 今治 周平

弁護士 松本 恒平

弁護士 阪口 徳雄

放送法遵守義務確認等請求控訴事件

訴訟物の価格 17,600万円

貼用印紙額 82万6500円

別紙当事者間の奈良地方裁判所平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)、平成28年(ワ)第696号放送法遵守義務確認等請求事件(第2事件)、平成29年(ワ)第137号放送法遵守義務確認等請求事件(第3事件)、平成29年(ワ)第466号放送法遵守義務確認等請求事件(第4事件)について、同裁判所が2020年11月12日に言い渡した判決は、全部不服であるから、控訴を提起する。

原判決の表示

主文

- 1 原告らの請求のうち、確認請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1事件ないし第4事件を通じて原告らの連帯負担とする。

控訴の趣旨

1 民事訴訟としての控訴の趣旨

(1) 主位的請求

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人が控訴人らに対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
- ウ 被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、金5万5000円を支払え。
- エ 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

(2) 予備的請求

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人が控訴人らに対し、ニュース報道番組において自ら定めた国内番組基準を遵守して放送する義務があることを確認する。

ウ 被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、金5万5000円を支払え。

エ 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

2 実質的当事者訴訟としての控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人が控訴人らに対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

控訴の理由

原判決は、NHKが受信契約上の義務（債務）として、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守する義務を負うことの確認を求め訴えは、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）にあたると判示した。しかるに、結論として、確認請求は訴えの利益がないとして却下し、損害賠償請求もNHKの放送内容が放送法第4条に抵触するものであるか否かを判断するまでもなく棄却した。

原判決によれば、法律上の争訟であるにもかかわらず、公共放送であるNHKの受信契約者たる国民は、受信料を負担しながら、いずれの訴訟形式でもNHKの放送内容が放送法第4条に抵触するものか否かの判断を裁判所に求めることができないということになる。

原審が、合議体審理に切り替え、5人の証人尋問、5人の原告本人尋問を実施しながら、1審原告が主張した、NHKのニュース報道番組において放送法第4条及び国内番組基準に反する報道が繰り返されてきたとの13項目の具体的事実について、判断を回避した。憲法32条が保障する裁判を受ける権利の侵害であり、国民主権の現憲法下の司法の役割を放棄するものと言わざるを得ない。

詳細は、追って、控訴理由書で陳述する。